



薩摩川内市

薩摩川内市若者等ふるさと就労促進奨励金のご案内

薩摩川内市では若者等、UIJターン者の市内就労促進と市内事業所の人材確保を支援するための制度を設けています。

市内の企業に、地域の若者を！！

補助対象者

1. 若者等

中学校・高校・大学・専門学校等の新卒者で、市内に住所を有し卒業後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者で就職時30歳未満の者。

※甌島地域の事業者と正規雇用を結んだ者においては、50歳未満の者

2. UIJターン者

本市に転入した40歳未満の者で、転入前後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者。

※甌島地域の事業者と正規雇用を結んだ者においては、市内本土地域からの転居者も含み、転入時において50歳未満の者

※正規雇用とは、雇用期間の定めが無く、社会保険、労災保険、雇用保険に加入していること。

※Uターン者は1年以上市外に在住し、転入された方が対象になります。

奨励金額

・市内 本土地域：一人につき10万円

甌島地域：一人につき最大30万円（年間10万円を3年に分けて支給）

※生涯1回のみのお支給

補助の対象外となる者

・公共機関と雇用契約を結んだ者

申請方法

・就労して6か月を経過した日から、半年以内(6か月以内)に申請してください。

・甌島地域の事業所において就労した方については、2年の申請を就労して18か月経過後半年以内(6か月以内)、3年目の申請を30か月経過後半年以内(6か月以内)に申請してください。

申請書類

1. 補助金交付申請書
2. 就労証明書(※申請日から2か月以内に取得したもの)
※申請日にも在職していることが要件です。
3. 健康保険証の写し
4. 雇用保険の加入が分かる書類の写し(雇用保険被保険者資格取得確認通知書等)
5. 住民票の写し(※申請日から2か月以内に取得したもの)
6. 卒業証明書 ※若者等の場合のみ
7. 市税等の滞納のない証明書(※申請日から2か月以内に取得したもの)
8. 補助金交付請求書

お問合せ

■薩摩川内市役所 商工政策課 商工・企業支援グループ【TEL(0996)23-5111(内線4323)】